



神戸市民病院機構 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針

1. 基本方針

神戸市民病院機構(以下「機構」という)は、すべての個人の尊厳を尊重し、誰もが安心して就職活動や就業体験（インターンシップ）に取り組める環境を整備する。

2026年10月施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、機構の職員のみならず、機構を志望する求職者(以下「求職者等」)に対するセクシュアルハラスメントを一切許容せず、断固として防止措置を講じることを宣言する。

2. 指針の適用範囲

神戸市民病院機構が所管する病院（法人本部、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、アイセンター）に限る。

3. 対象となる「求職者等」の定義

採用試験、面接等に応募している者（新卒・中途を問わない）、就職説明会、OB・OG訪問、病院見学、看護実習等の実習の受講に参加する者。なお、SNS等オンラインを介したもののやオンライン上で行われる説明会等に参加する求職者も含まれる。

4. セクシュアルハラスメントの禁止

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、求職者への「性的な言動」により、就職活動等が阻害されるものをいう。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等がそれぞれ含まれ、このような行為を厳重に禁止する。

5. 相談窓口の設置

求職者等が、機構の職員からセクシュアルハラスメントを受けたと感じた場合、または目撃した場合は、以下の窓口で相談することができる。

神戸市民病院機構 法人本部 総務課 コンプライアンス担当
連絡先（電話）：078-940-0155

6. セクシュアルハラスメント発生時の対応プロセス

求職者等から相談があった場合、機構は以下の手順で迅速かつ適切に対応する。

(1)事実関係の確認

相談者および行為者とされる者、必要に応じて第三者から事実関係を確認する。

(2) 被害者への配慮

事実確認の結果に基づき、被害を受けた求職者等に対して、適切なフォローアップ（選考プロセスでの公正な再評価等）を行う。

(3) 行為者への措置

機構職員が行為者であった場合、就業規則に基づき、懲戒処分を含む厳正な対処を行う。

(4) 再発防止策

事案の分析を行い、全職員への周知徹底や研修の実施など、再発防止策を講じる。

7. プライバシーの保護と不利益扱いの禁止

相談者のプライバシーを保護し、採用選考における不利益扱いを禁止する。

(1) 秘密保持

相談者および協力者のプライバシーは厳守する。相談内容は、対応に必要な最小限の範囲を超えて開示されることはない。

(2) 不利益扱い禁止

求職者等がセクシュアルハラスメントの相談を行ったこと、または事実確認に協力したことを理由に、採用選考において不利益な評価を行うことは一切ない。

8. 職員への教育・周知

機構は、本指針を全職員に周知徹底し、定期的な研修を通じて求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の意識向上を図る。

2026年10月1日

神戸市民病院機構
法人本部